

4月1日 「障害者差別解消法」が施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が4月1日から施行されます。この法律は、国・県・市などの行政機関や、会社・お店などの民間事業者における障がいによる差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

■どんなことが差別になるの?

この法律では、行政機関や民間事業者の「不当な差別的取扱い」を禁止しています。



- 例) 「障がいがある」という理由だけでアパートを貸してもらえない、スポーツクラブに入会できない。
- 車いすを利用しているからと言って、お店に入れてもらえない。 など

■差別をなくすためにどういったことをすればいいの?

この法律では、障がいのある人の状態に応じて社会的障壁(バリア)を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うように、行政機関や民間事業者に求めています。(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務)



- 例) 聴覚障がいのある人には、筆談や手話で話す。
- 視覚障がいのある人には、書類を読み上げて説明する。
- コミュニケーションを取ることが苦手な障がいのある人には、わかりやすい表現で説明する。
- パンフレットや申請書等の棚の位置を可能な限り低くする。 など

市では、障害者差別解消法に基づき、職員対応要領の策定などの対応を進めています。

障がいのある人への関心と理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりについて考えましょう。

問い合わせ
障がい福祉課 自立支援係 ☎65-0702 / ☎63-4085

障がい者虐待を発見したら通報してください

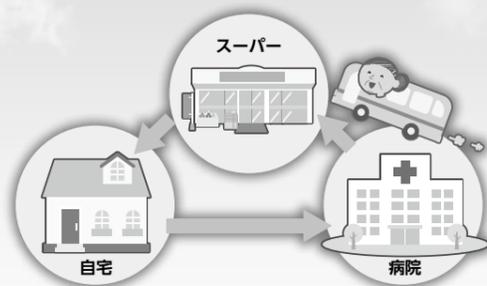
障がい者虐待を防止していく上で大切なことは、虐待される障がい者はもちろん、さまざまな要因により結果的に虐待をしてしまった家族等も共に支援することです。誰が虐待をしているかを明らかにしたり、責任を追究したりすることが支援の目的ではありません。

障がい者本人、そして本人をとりまく家族や地域の抱える問題に対して、少しでも軽い段階で改善に向けた支援ができますよう、皆様のご協力をお願いします。ご相談にも応じます。

問い合わせ
甲賀市障害者虐待防止センター(障がい福祉課内)
平日 ☎65-0707 / ☎63-4085 休日・夜間 ☎65-0650



一日に複数の目的地へ移動される場合や、乗り継ぎ乗車をされる場合



▼こんな使い方も…
通院の帰りにスーパーに寄って買い物
→3回乗ってもワンコイン!

【コミュニティバスのお得な利用方法】
〔普通運賃〕…250円(小人1300円)
○1日フリー乗車券
1枚500円(小人2500円)で一日に何度でもコミュニティバスがご利用いただけます。

【コミュニティバスのお得な利用方法】

甲賀市を走るコミュニティバスは、通学や通勤などの交通手段として多くの方に利用されています。また、公共交通機関には移動手段としての利便性のほかにもメリットがたくさんあることから、バスの利用を推奨する事業所も増えてきています。普段は利用していない方も、少し視点を変えてみると、コミュニティバスの良さや必要性が見えてきます。ぜひご利用ください。

コミュニティバスに乗ろう



こんなメリットも

健康的な生活スタイルへ

自家用車での通勤に比べ約4倍のカロリーを消費し、健康増進に効果が期待できます。

人との触れ合い、出会いの場

いろんな人とのコミュニケーションや触れ合い、出会いが生まれます。また、座席を譲るなど、公共のマナーやルールを学ぶ場にもなります。



環境負荷を減らせます

公共交通は自家用車に比べ、1人あたりの二酸化炭素排出量が低く、環境負荷を軽減できます。

問い合わせ
公共交通推進室
☎65-0672 / ☎63-4554

ご存じですか? 国民年金の任意加入制度

国民年金の被保険者期間は20歳から60歳までの40年間ですが、国民年金を納めることが出来なかった期間のある方に、少しでも多くの年金を受給していただくための任意加入制度があります。

任意加入が出来る方	加入できる期間
納付済期間が少ないため、老齢基礎年金を満額受給できない方	65歳まで
老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない方	70歳まで(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限る)

加入は60歳以降の申し出をされた月からとなります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ
草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220
保険年金課 国保年金係 ☎65-0688

甲賀市セーフコミュニティ認証式典

甲賀市は、約3年間にわたる取り組みを経て、安心安全なまちづくりについての国際認証を取得します。

日時 2月20日(土)

13時30分～16時30分
(受付13時)

場所/あじこうが市民ホール

この記念すべき
認証式典に
ぜひご参加を!!
一般参加者募集
(参加無料)

問い合わせ
危機管理課 セーフコミュニティ推進室
☎62-1805 / ☎63-4619